

## 第 621 回 統計審議会議事録

- 1 日 時 平成 16 年 12 月 10 日（金） 15：30～17：35
- 2 場 所 総務省第 1 特別会議室 （中央合同庁舎第 2 号館 8 階）
- 3 議 題
  - (1) 答申事項
    - 1) 諮問第 295 号の答申「平成 17 年に実施される国勢調査の計画について」（案）
    - 2) 諮問第 296 号の答申「賃金構造基本統計調査の改正等について」（案）
  - (2) 部会報告
  - (3) その他

### 4 配布資料

- 1) 諮問第 295 号の答申「平成 17 年に実施される国勢調査の計画について」（案）
- 2) 諮問第 296 号の答申「賃金構造基本統計調査の改正等について」（案）
- 3) 部会の開催状況
- 4) 指定統計調査の承認等の状況(平成 16 年 11 月分)
- 5) 平成 16 年 10 月指定統計・承認統計・届出統計月報（第 52 巻・第 10 号）
- 6) 指定統計の公表実績及び予定

### 5 出席者

#### 【委員】

竹内会長、廣松委員、篠塚委員、舟岡委員、飯島委員、須田委員、菅野委員、清水委員、新村委員、西村委員

#### 【統計審議会会議内規第 2 条による出席者】

《国又は地方公共団体の統計主管部課の長》

総務省鈴木統計調査部長、同亀田国勢統計課長、厚生労働省恒川統計情報部長、同清川賃金福祉統計課長、農林水産省河崎統計企画課長、経済産業省伊藤統計企画室長、国土交通省矢島企画調整室長、東京都民部人口統計課長

#### 【事務局（総務省統計基準部）】

総務省渡辺統計基準部長、同熊埜御堂統計審査官、同桑原統計審査官

### 6 議 事

#### (1) 答申事項

- 1) 諮問第 295 号の答申「平成 17 年に実施される国勢調査の計画について」（案）

総務省統計局統計基準部の桑原統計審査官が資料 1 の答申(案)の朗読を行った。

続いて、篠塚人口・労働統計部会長が、審議経過及び答申(案)の説明を行った。

篠塚部会長) ただいま朗読していただいたこの答申(案)に即して、部会で議論になったことなどについて補足しながら、若干の御説明をしたいと思います。なお、資料としては、資料 1 のほか、資料 3 に「部会の開催状況」として、まだ報告をしていない 11 月 22 日の開催分があるので、これも参考にさせていただきようお願いしたい。

まず、この「国勢調査」に関する審議は、今までに 7 月、8 月、10 月、11 月と 4 回にわたって行われた。この間、先ほどの朗読の中にもあったように、

第3次試験調査を7月末に実施し、その結果を待つということで、9月だけ1か月間の休みがあったものの、7月から数えると5か月にわたる長丁場の審議になった。そして、最終的には、11月22日の部会で大筋についての合意を得て、本日、答申(案)として提出した次第である。

次に、答申(案)の構成についてであるが、今朗読していただいたように、最初のところに前文があり、それを受けて「記」という形で以降二つの柱に分かれている。一つ目の柱は「1 今回調査の計画」、二つ目の柱は「2 今後の課題」となっている。

前文のところには、将来推計人口によれば、おそらく我が国の人口が平成18年をピークに減少に転ずると見込まれることから、今回調査は、人口動向や世帯構造によって、その世代を画する統計として今後頻繁に利用されるであろうという、そのようなベンチマーク的な統計としての意味を持つので非常に重要であるということが書かれている。

では、早速、最初の柱である「1 今回調査の計画」について御説明したい。今回は5という数字が西暦年号の末尾につく、簡易調査の年に当たるので、調査項目の大きな変更はないということが前提であった。また、今回、第1次、第2次に続き、第3次の試験調査を実施した主たるねらいは、プライバシーの保護という意識が一段と高くなっており、調査票の回収がなかなか難しくなっていることを受けて、いかにしてこの回収率を上げるかということを中心にした。そのために、一つ目の柱の最初のところには、調査方法について書かれている。

二つ目の柱の「2 今後の課題」としては、国勢調査が全数調査によって継続的に実施されるということが重要であるという認識に立ち、調査事項や、調査結果の多様な利用等三つの事項を課題として取り上げている。

では、具体的に「1 今回調査の計画」について見ていきたい。まず、1ページ目の「(1) 調査方法」のところで一番大きな議論となったのは、「ア 調査書類整理用封筒による調査票任意封入提出方式の導入」についての議論であった。これについては、既に平成12年調査において、調査票を「調査票の記入のしかた」に挟み、封入用シールで封をして提出するという方法が実施されていた。今回は、更にこれを改良して、プライバシー保護を徹底するためにあらかじめ全世帯に封筒を配布し、これに調査票を入れて提出することができるという方式を実施する計画である。この計画に関しては、部会でもおおむね適当と評価した。

ただし、この方式を取り入れることによって、封入提出の割合が前回よりも増えることが予想される。このことは、実際に第3次試験調査の結果に現れており、平成12年調査と比較すると、10ポイントほど封入提出の割合が高くなっていた。そのため、調査票への正確な記入が確保できるよう、調査員が調査票を配布する際の説明の仕方とか、配布するときの封筒への説明文の書き方とか、そういったきめ細かいことについて、もっと工夫をするように求めた。

さらに、第3次試験調査で実際に使用した調査票用の封筒は、既にこの審議会でも皆さんにお配りして見ていただいたように、ポリプロピレン製の灰色の封筒であったが、これについては、試験調査を担当した調査員も、それから被調査世帯にもあまり好評ではなかったということがあり、その結果、部会の中での合意として、現在使用されているポリプロピレン製の封筒ではなく、紙製の仕様に変更することが望ましいということが、この答申(案)の中で2ページの2番目のパラグラフのところに書いてあるのが大きな特徴である。

この点については、予算措置も必要であるから、厳密に答申でこうするということは言えないが、部会審議の中で実施部局からは、予算措置としてきちんと手当てがなされるならば、その方向で努力するというようなニュアンスのお答えは頂いている。答申(案)では、この第3次試験調査の結果及び部会の委員の御意見、本審議会での皆様の御意見などを伺って、その結果を踏まえ、紙製の封筒が望ましい旨の提案をしている。

次に、2ページの「イ 統計調査員が会えない世帯についての調査」については、どのようにして調査を更に進めるかというテーマである。

従来から、調査員が行ってもなかなか会えないという世帯については、次のような対処をしていた。一つは、御近所の方とか、あるいはマンションであったならば、そのマンションの管理人などから聞き取り調査をするという方法である。

そして、どういうことを聞き取っているかということ、「氏名」と「男女の別」はどうなっているかということ、「世帯員の数」が何人かということの3項目を聞き取り調査で把握するというのをやっていた。これが、一つ目の補完的な方法である。

二つ目は、郵便ポストに調査票などを入れて、郵送で提出してくださいという依頼をする。それによって、「不詳」の事項をできるだけ少なくするという処置をとっていた。

これに加えて、今回は、郵送提出も得られなかった場合には、さらに督促状を配布することとし、これによって調査票の回収に一層の努力をする計画が盛り込まれている。この計画については、第3次試験調査でも同様にやったわけであるが、その結果を踏まえると、やはり督促状の配布を行うことにより、郵送調査依頼を行った世帯の1割ほどではあるが、回答が上がってきた、調査票の提出があったという結果が出た。それらの材料をベースにして、督促状の配布というのは一定の効果を上げることができるとことが認められたので、これは是非実施したほうがよいということで、この答申(案)に書き込んである。

次の「ウ 調査対象の把握」については、この本審議会の場でも議論があったところであるが、これまでの国勢調査結果をコーホート別にみると、大学生を含む一定の若年の年代層でかなり不連続が見られたということである。この理由はいろいろあるが、一つには、この年代の若い人たちが調査日現在

で常住地にいないことなどによって把握漏れが生じているということが原因と考えられている。そこで、こうした若者たちを抱えている世帯や、あるいは若者たちが常にいる場所として大学等があるわけであるが、こういったところに焦点を当てて、何らかの広報を実施すべきではないか、そして、「国勢調査」の周知方法についての工夫が必要ではないかということになった。私自身もこれは非常に重要だと考えており、個人的なことではあるが、うちの大学は女子大であり、女性向けの大事なシンポジウムがあったり、大きな調査があったりすると、ある役所からは大学でポスターを貼ってくださいというふうに、先生あてにドサッとポスターが配られてくることがよくあるので、やはり「国勢調査」というような大事なことで、若い年齢層のところが抜けるということが分かっているのならば、新たにこういう広報を実施するということが必要であろうと思っている。

次に、「エ 調査協力の確保」についてであるが、第3次試験調査をやった結果によれば、調査員が調査困難と感じたものとしては、世帯そのものが不在であったこと、オートロックマンションによって面接が非常に難しい世帯が多かったこと、それから、最初から調査に非協力的な世帯が多かったこと、こういう順番でなかなか調査が難しかったということになっている。これらの状況を踏まえ、調査の結果精度を維持向上させるためには、どうしてそのように調査困難の割合が高いのかということについて、もっとしっかりと分析をすることが必要であるということと、それから、広報や調査の周知方法の工夫が更に必要になってくるということ、ここに書き込んである。

次の「(2) 調査事項及び調査票」については、いろいろ議論があったが、その中でも特に調査事項について御報告する。平成7年の時も、1995年と5のつく年で簡易調査であったが、来年度の2005年に実施する時も、平成7年の簡易調査と同様に17項目を調査事項として予定しているが、この件に関しては内容的にも大きな変更もなく、これでいいということになった。

調査票の様式についても、よく工夫されていると評価した。しかし、よくよく丁寧に見ていくと、今回の調査票の中で、記入の仕方などについて工夫が必要、改善が必要だというものが出てきた。答申(案)の3ページのところにあるように、一つは、通学者のところの記入誤りが生じないように、調査票の誘導文の記述を工夫するということである。

もう一つは、兼業農家や複数の仕事をしている人たち及び派遣労働者の勤め先、職業の書き方などについてであるが、これについては、もう少し丁寧に「調査票の記入のしかた」で分かりやすく定義などを明示することが必要であるということから、このような書きぶりになっている。

次に、3ページの「(3) 集計事項及び結果の公表」の「ア 集計事項」であるが、これについては、1) から4) に具体的なことが書いてある。

まず、1) の少子高齢化に関する集計に関しては、100歳から114歳という非常に高い年齢層や、80歳とか85歳以上の5歳階級の追加など、やはり新しい年齢層の問題についても集計する必要が出てきたということである。

2) の世帯構造や雇用環境の変化を踏まえた集計に関しては、いわゆるパラサイトシングルといった親に依存するような未婚の若者たちや、フリーターなどが増えている現状にあるので、これら新しい課題が出てくることを想定し、これらの分析に耐えられるような結果表の作成をしてほしいということである。

3) の男女共同参画社会に対応した集計等であるが、これについては、共働き夫婦の分析に利用できるような結果表を作成することや、男女共同参画社会に対応した集計等の充実が図られるように希望するということである。

最後の4) は、平成12年調査以降の市町村合併が進んでいることから、これに対応して、基本的な事項については合併前の市町村について集計するというのを盛り込んでいる。このことは、おおむね適当と部会で評価され、このような答申(案)になった。

なお、他にも留意点があり、この結果表章に当たっては二つの留意点をここでは掲げている。一つは、職種変化等を踏まえた最近の職業分類区分についてである。そのほかに、子供の年齢区分とか、就業時間の区分などについても「国民生活基礎調査」や「就業構造基本調査」などで使っている分類区分があるが、これら他の世帯統計と比較可能な分類区分にすることが適当であるとしている。

もう一つの留意点としては、調査員の事務軽減を図るということで「従業地又は通学地」の自動コーディング化が当初計画には盛り込まれていたが、第3次試験調査の結果を見ると、自動コーディング化の効果があまり出でおらず、格付け誤りも無視できない割合で発生しているということが分かり、部会では、今回はこの計画に盛り込むことを見送ることが適当であると判断された。

次に、3ページの「イ 結果の公表」には、「第3次基本集計結果」や「従業地・通学地集計結果その2」、「抽出詳細集計結果」があるが、これについては、1か月ほど公表の早期化を図るという計画であり、適当とされた。

4ページの「(4) 事後調査」に関しては、「国勢調査」と同じ調査区について調査漏れや重複調査の有無などを調査して、精度面の検証を行うことが目的であるが、特に今回調査では、封筒を使用した調査票の封入提出方法というものを初めて導入するという点でもあり、この新しくやる方式が、「国勢調査」の結果にどのような影響を及ぼしているのかということを検証することは非常に意味があるということから、この事後調査の実施は必要であるということ合意を得た。

「2 今後の課題」については、前文では「国勢調査」の在り方や調査をめぐる周辺環境の変化などに関する基本的認識を記述し、その結果を受けて、その課題への対応や、検討、研究が必要であるというような書きぶりになっている。

まず、「(1) 調査事項等について」であるが、ここでは大規模調査年に

は調査事項は22項目、簡易調査年には17項目の調査が実施されているが、これらの調査事項のうち一部については、「住宅・土地統計調査」などにおいても設定されているものがある一方で、新たに「5年前の常住地」の調査なども把握してほしい、検討してほしいという要請などもあった。

また、本審議会でも御意見があったように、派遣労働者数が今後ますます増加していくことが明らかになっている中で、産業構造をよりの確に把握するためには、是非、派遣労働者とその派遣労働者がどこで働いているかという派遣先の産業状況についても把握する必要があるのではないかとという考え方が強くなってきた。

これについては、最初に申し上げたように、今回調査では、調査事項の大きな変更をあまり前提にしておらず、調査票の回収率をいかにして上げるかが大きなテーマであったが、部会で議論をしていく中で、例えば派遣労働者等については、調査事項として是非織り込む必要があるという意見が非常に強くなり、これについては今後検討し、研究する必要があるというようなことで、今後の課題とした。そして、実施部局の方でも、これについては5年後ぐらいを念頭におき検討するということになっている。

また、最近、マンション型有料老人ホームなど、居住に関しては高齢者が増加しているため、この高齢者がどういうところに住んでいるかというような居住形態の多様化の状況などについても新たに把握する必要があるが出てきた。これらを受けて、社会福祉施設等ではどういった世帯のとりえ方をしているかなども踏まえ、次回、これらの世帯の把握の仕方などを検討することの必要性を認識し、この答申(案)の中に盛り込んでいる。

次の「(2) 調査方法について」の課題としては、調査員調査の困難度がますます高まってきている状況にあるので、これを改善するために、郵送による調査あるいはインターネット調査など、多様な調査方法の導入について、次回の調査若しくは今後研究を行うことが必要であるということから、これを織り込んでいる。

また、部会の中で議論が多かったのは、外国人に対する調査方法について、もっと新たな工夫をすべきであるという点であり、例えば、海外などの事例も紹介され、街角などに外国人調査用の専門のブースを設けることなども一案ではないかというような、調査方法についての検討や研究課題が挙げられている。

さらに、調査員が会えない世帯については、現在、「氏名」、「性別」及び「世帯員の数」の3項目を聞いているわけであるが、年齢というのは非常に重要であるので、年齢や当該世帯に関する欠測値データも補完することが大事ではないかという指摘があった。それを受けて、調査結果の精度を維持するためには、例えば、行政記録の利用などといった方策について研究することも今後の課題として残し、ここに明記した。

最後は「(3) 調査結果の多様な利用について」であるが、本調査は我が国の人口に関する最も基本的な統計調査であるので、この調査結果からい

ろいろな角度の統計が作成されている。しかし、今の情報量からすると、一般の利用者が利用できるのは公表された集計結果だけということになっているので、個別の集計ニーズに対応するためには、オーダーメイド集計の導入についても是非検討する必要がある、今後の検討課題となった。

また、都道府県、市区町村に係る職業別や産業別の詳細な集計については、予算等の制約からなかなか難しく、格付け作業は手作業でやっているのが現状かと思う。しかし、多様な統計ニーズがあり、今後こういった統計ニーズに対応できるような集計の仕組みなどの検討や、データアーカイブ機能の研究を行うことが次の課題であるということで、答申(案)の文章の最後の締めくくりとした。

長々と御説明したが、最後に一言申し上げたい。今回審議した「平成17年国勢調査」については、是非とも的確に実施されるように願うわけであり、今後の課題として今申し上げた3点は、次回、つまり平成22年調査において、できるだけ多くが実現されるよう、調査実施者の努力をお願いしたいと思う。

特に、「今後の課題」として挙げた事項は、既に「統計行政の新たな展開方向」(平成15年6月各府省統計主管部局長等会議申合せ)の中でも提言されているものであり、統計関係者の方々の御協力の下で、この指定統計第1号の調査の改善の取組を是非ともお願いしたいと思う。

[質 疑]

菅野委員) 1点、質問であるが、答申(案)の「2 今後の課題」の中の「(2) 調査方法について」の一番最後に、行政記録の利用等の方策について研究する必要があるという箇所があつて、ほかの統計でも同じような議論がなされているかと思うが、特に「国勢調査」に関して、この点についてのディスカッションの内容をお聞かせいただくことは可能か。

篠塚部会長) あまり具体的に詰めた議論はできなかった。非常に時間がない中で、答申(案)の検討は一日しかとれなかったが、今回の調査目標としては、調査に非協力的な人たちの情報をどのようにして集めるかということが大きな課題であった。聞き取り調査では、「氏名」、「性別」及び「世帯員の数」の3項目しか把握できないのであるが、最低限、年齢だけは必要であるということになると、その情報は行政の記録を何らかの形で利用させていただければとれるのではないかということになる。

行政記録を利用するためには、どのような工夫があつて、どのような手続が必要かということについて、まず研究をしてみようという程度であり、あまり具体的な議論はしていない。

竹内会長) 例えば、世帯状況の記録であれば住民登録がある。住民票は今自由には使えないわけであるが、こういう目的ならば使ってもいいということは当然あるのではないかと思うが、そんな話は具体的には出なかったのか。

篠塚委員) とてもそこまでは時間がなかった。使う方向について研究をしたいということだけである。

西村委員) 私は金融審議会の特別部会で消費者保護法のことをやっており、それとの関連で申し上げますと、統計調査は消費者情報の保護法の適用除外になっている。逆に言えば、情報保護の問題が法律として明確になった時点で、行政記録に関しても使えるものは使える、使えないものは使えないということで、極めて明確にすれはうまくいくのではないかというのが私の印象であるので、そういう面について考えていただければと思う。

廣松委員) どうもそこに議論が集中するようであるが、私もこの点については大変興味があると同時に、今後、大変重要な問題だと思う。その意味で、今日お配りいただいた参考資料の「資料13 平成17年国勢調査第3次試験調査の結果の概要」は大変興味深く拝見した。その中の一番後段の「5 調査が困難な状況」のところに、第3次試験調査の調査員の記録票に基づいた表12にかなり具体的な数値が出ている。

そこで、簡単な質問と同時にこれからの検討課題として是非お願いしたいと思うものがある。まず質問の件であるが、調査困難な世帯数、比率でもかまわないが、不在が例えば10.1パーセントとあり、その内数として収集可と書いてあるのは、後から郵送なり督促状を出して回答が返ってきたものという意味か。

亀田課長) そのとおり。調査票の回答が返ってきたということである。

廣松委員) そうすると、調査困難な世帯数は総数で見ると23.5パーセントであるが、そのうち収集可を除いたものが先ほど御指摘のあった3項目しか取れなかった世帯と考えればいいのか。

亀田課長) そのとおり。聞き取りになるので、3項目についてしか情報はとれない。

篠塚委員) 現在は3項目しかとっていない。

廣松委員) そうすると概算で、聞き取り調査しかなかった世帯は7パーセントから8パーセント程度であるが、決して小さな割合ではないように思う。当然、法的な問題もあると思うが、一方で、単純に考えて8パーセントぐらいだとしても、約5000万世帯のうちの8パーセントは400万世帯となり、かなりの規模になる。それを行政記録で補うにしても、そのためには技術的な意味での検討を要するのではないかと考えられる。

その意味で、この答申文に出ている「今後の課題」の「(2) 調査方法について」の2番目の段落に関して、今後、是非御検討をお願いしたい。

飯島委員) 最後の答申の段階であるので、あまり細かく申し上げても如何かとは思いますが、今、御説明があったように、「今後の課題」は極めて大事なことだと思う。産業界、経済界においても、少子化とか高齢化とか一口で括って言っているが、それが今後与える影響は極めて大きい。特に、2007年、日本の人口はピークになっている。しかも、労働力人口は減り始めているわけである。今後、外国人労働力も増えるだろう。高齢者、女子の労働力も増えるだろう。その場合の就業形態も今以上に多様化していく。このような大きなうねりの中で、今回17項目を調査する簡易調査年といえども、極めて重要な時期に来ており、ターニングポイントになると思う。したがっ



て、「今後の課題」については、先送りすることなく、次回の統計調査にはきちっと間に合うように事務局は今から検討して、実施するという前提で是非進めていただきたい。

特に、1番目の派遣労働者の取扱いについてはそのように思う。それから、外国人労働に対する調査の必要性を含め、ここに掲げている課題は極めて的確な指摘だと思うので、是非次回の調査に間に合わせていただきたい。

もう一つは、中卒の学歴区分がなくなったということは、逆にいうと、日本の労働者はホワイトカラーとか、あるいは日本の国が存立するためには国際競争力のある高度な専門能力を持った人材が求められてくるのだろうと思う。これは技術屋もそうであり、一般の事務関係においてもそのようなことが言われる。そのような中で、法科大学院が非常に多く認定され、今後その成果が期待されている。

さらに、この職業区分についても、時代的な流れを踏まえて、高度な専門分野の人材をどのように調査の中で区分していけばよりの確につかむことができるのか、これは極めて大事だと思う。弁護士と税理士が同じ区分になるとか、弁理士と司法書士が同じ区分に入ったりしているが、今後、専門集団が、きめ細かな国策に沿った調査という形で政策と連動しようとする、よりきめ細かな調査区分が求められてくるのではないかという感じがするので、そういった区分について、今後検討していただけるとありがたい。

竹内会長)他に御意見がなれば、本(案)をもって本審議会の答申として採択することとしてよろしいか。

(異議なしとの声あり)

それでは、御異議がないようなので、総務大臣に対して答申することとしたい。

ただいまの答申に関して、総務省統計局の鈴木統計調査部長からごあいさつを頂く。

鈴木部長)ただいま、平成17年の国勢調査に関して御答申を賜り、厚く御礼申し上げます。委員の先生方におかれては、部会審議を含めて、長期間にわたり熱心に御審議を頂き、重ねて御礼を申し上げます次第である。

これまでの審議過程でも再々出ているように、今回の国勢調査は、我が国の人口が減少に転ずる直前の、いわば人口構造の転換期に当たる調査ということで、各方面から大変関心を集めているところである。

その一方で、国民のプライバシー意識の高まり、あるいはオートロックマンションの増加、さらには単身世帯、共働き世帯の増加といったようなことで、調査環境はますます厳しさを増しているところである。

私どもとしては、今回頂戴した答申で御指摘いただいた事項について、今後、更に検討を進めながら万全の体制で準備を進めていきたいと考えているので、今後とも引き続き委員の先生方の御指導、御鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

2) 諮問第 296 号の答申「賃金構造基本統計調査の改正等について」(案)

総務省統計局統計基準部の熊埜御堂統計審査官が資料 2 の答申(案)の朗読を行った。続いて、篠塚人口・労働統計部会長が、審議経過及び答申(案)の説明を行った。

篠塚部会長) この部会は、10月13日、10月29日及び11月22日の3回にわたって審議した。そして、最後の部会において、現在の答申(案)として出されている案についての大筋の了承を得て、今お手元にお配りしている次第である。

今回の「賃金構造基本統計調査」の改正は、非常に長い期間、大幅な改定がなかったので、私自身は大きな変更ではないかと思っている。

この答申(案)の前文にも書かれているように、今回の改正の基本的観点は、雇用、就業形態の多様化を踏まえて、賃金構造をよりの確に把握するために常用労働者に該当しない労働者についても調査を新たに実施するということであり、更に労働市場が大きく変わっていく中で、賃金、就業構造についても大きく把握していこうという狙いがあると思う。

今回の計画としては、「賃金構造基本統計調査」の変更と、もう一つ「屋外労働者職種別賃金調査」を廃止するという二つが織り込まれているが、部会の審議では、後者の「屋外労働者職種別賃金調査」の廃止については、ほとんど異論がなく、皆さんの合意を得た。

そして、もっぱら議論の内容は、前半のほうの「賃金構造基本統計調査」の改正について集中した。以下、簡単に御報告する。

今回の答申(案)にはかなり詳しく織り込まれているので、ただ今の朗読で大体お分かりいただけたと思うが、部会ではどういうところに一番議論があったかという点について補足したいと思う。

まず、答申(案)の最初にある「1 今回の改正計画等について」の「(1) 賃金構造基本統計調査」のところに、「ア 調査対象等」について書かれているが、ここが一番議論の集中した箇所である。今回の調査対象は、今までの「賃金構造基本統計調査」では「常用労働者」を対象にしていたわけであるが、今回の計画では、これを「正社員」と「正社員以外」に分割するというものであった。そして、「常用労働者」に該当しないものは「臨時労働者」として新たに調査の対象に追加するという、これが大きな変更点である。

この調査対象の変更に関しては、本審議会でもいろいろ御意見を頂いた。例えば、当初は「正社員」という名称を使いたいという計画であったが、生命保険会社では「正社員」という呼称は契約者のことを指すという御意見等もあり、本当に「正社員」という名称でいいのかどうかということがいろいろ議論になった。

それで、部会の中での議論を踏まえ、ほかの統計調査ではどのような名称・定義になっているかを調べた。そして、事業所・企業を対象とする指定統計調査を参考に見てみると、「事業所・企業統計調査」では「正

社員・正職員」という名称を使っていたので、これとどう違うかということについて更に議論がなされた。結果として、この「正社員・正職員」という名称でよろしいということにはなったが、「事業所・企業統計調査」では「正社員・正職員」という名称の中には期間を定めて雇われている人も入っているということであった。そうすると、今回の計画では、当初計画していた「正社員」を調査したいといったときには、期間を定めるものが入っていないため、名称だけ同じであっても、定義の内容が違うのは困るということで、これについても議論が行われた。

そして、最終的には、厚生労働省の方から若干の企業ヒアリングをしてもらい、「正社員」という形で雇っている企業において、期間を定めて雇われている「正社員」というものが把握できるかどうかということ調べていただいた。その結果、サンプル数はそれほど多くなかったが、期間を定めて雇われている「正社員」の数を把握できたという説明があったので、部会では最終的な名称を「正社員・正職員」とし、その内容としては、期間の定めのある者を含むということで了承した。このことが、一番最初の調査対象等のところで大きな議論になったところである。

引き続いて、改正案の中で議論になったところは、答申(案)の2ページの「イ 調査事項」の「(ア) 事業所票」の(3)にある、学歴区分については中学卒を廃止し、大学院卒を追加するという計画のところであるが、この件に関してもかなりの議論がなされた。「大学院」という言い方に関しては、「博士課程」「前期課程」という言い方もある等いろいろな意見が出されたが、実施部局のほうからの提案により、表記としては「大学院修士課程修了」と改め、修士号を取得した者、または取得見込みの者を対象とするとともに、区分が紛らわしいので「記入のための手引き」書の中ではきちんと「修士課程」及び「博士課程」「前期課程」というような記述をするというようなことで、部会です承された。この結果、当初の計画案の「大学院卒」というのは訂正されて、「大学院修士課程修了」として最終的には落ち着いた。

また、新規学卒者については、学校教育法に基づく学校を卒業した者に限定していたが、外国の大学を卒業した者も含めるようにすべきであるという意見があったため、これも実施部局のほうからそのような方向で含めるとの説明があり、部会です承を得た。

「(イ) 個人票」に関しては、答申(案)に書かれているように、計画については部会の中ではほとんど大きな議論もなく了承を得た。

唯一、「役職」に関しては、当初の計画案に出ていた「役職」は、「部長」、「課長」という形で提案されていたが、「部長級」、「課長級」と幅を持たせるということで了承を得た。

2ページ下の方の「ウ 調査職種」に移りたいと思う。ここでの改正計画としては、「屋外労働者職種別賃金調査」の中止に伴って、同調査において調査していた様々な職種については、新たに「賃金構造基本統計調査」

に追加するということが1点目である。逆に、今まで調査をしていたもので減少した職種については、調査の職種から除外するということが2点目である。3点目としては、新たに高度に専門的な知識を有する職種として、公認会計士や歯科医師、大学講師などを追加するという計画が出され、これについて議論が行われた。

ここでの議論は、今、この「賃金構造基本統計調査」の中で扱われている職種というのは、約4割が製造業にウエイトがかかっているが、実際、「事業者・企業統計調査」について見ると、製造業の従業者数の割合は2割ぐらいになっており、そういうことからすると、この「賃金構造基本統計調査」では製造業の職種にかなり偏り過ぎているのではないかと思われるので、もっと工夫する必要があるというものであった。

これらを受けて厚生労働省から説明があり、1番目として、これから職種を増やしたり除外したりするときの基準としては、推計労働者がおおむね1万人以上の職種である場合、また政策上のニーズに即して賃金データが必要であるといったような場合には、1万人という数にはこだわらず職種を追加するということ。2番目としては、推計労働者がだんだん少なくなり、かつ非常に減少率が大きいような職種については、調査の対象から除外するということ。3番目として、最近増加してきている専門的、技術的職業に従事する労働者は、これから非常に重要なコアになってくると思われるので、これらについて把握するというような基本的な見解が出され、それについて部会での了承を得て、このような書きぶりになっている。

「エ 集計事項」については、部会では特に大きな議論がなく、そのまま了承を得た。

それから、一番最初に申し上げたように、「屋外労働者職種別賃金調査」の廃止についても異論がなく、賛同を得た。

答申(案)の3ページの「(2) 屋外労働者職種別賃金調査」の中の2番目のパラグラフに書かれている、労働者災害補償制度において平均賃金算定の基礎資料としてどうしても必要なものについては、その一部の職種は「賃金構造基本統計調査」で引き続き調査するということであつたので、部会では了承された。

今までの「賃金構造基本統計調査」及び「屋外労働者職種別賃金調査」の改正案の中身である。

3ページの最後に、「2 今後の課題」として3点が挙げられている。まず、1点目であるが、派遣労働者の実態把握については、先ほどの「国勢調査」においても同じような議論が出ており、これからますます雇用者の働き方が多様化する中では、派遣労働者というものも非常に重要になってくるので、この中に書き込むということになった。

しかし、今回すぐにこの派遣労働者も含めた形での改正というところまではもっていけなかったのが、派遣労働者の実態についてよりの確に把握すべきという表現にとどめているが、これについては先送りになっているけれど

も、今後、検討するということで了承を得ている。

それから、2点目のところの、退職金の扱いを賃金の中に上乗せする等の変更についての書きぶりについては、これは退職金だけではないと思うが、雇用者の形態が変わってくるに従って、受け取る賃金の形態もこれから非常に変わってくるのが想定される。

今回の部会審議の中では、退職給付が賃金のほうにどのように変化しているかということについては、是非、調査項目に入れるべきではないかという意見が強かった。しかし、すぐにそういう形に変更して調査項目の中に入れることはできないが、退職金制度の見直しが賃金にどのような影響を与えるのかということについては、もう少し計量的にとらえるような調査手法が必要であり、分析がまだ不足しているので研究をし、集計事項等の検討をする必要があるという書きぶりになっている。しかし、言外には、この退職給付だけではなく、そのほか様々に賃金の受け取り方が変わってくるということについても議論があったということが、この文面の背後にはある。

最後の3点目についてであるが、これは一番最初から問題になっていたことである。本計画でも、最初は「正社員」を把握し、「正社員とそれ以外」という形で計画が出されたが、そもそも今回の「賃金構造基本統計調査」の改正の趣旨が、多様な雇用形態の変化、多様性を踏まえ、その人たちの賃金構造を的確に把握することがねらいであるならば、正しいという形での「正」というものを冠して、「正社員とそれ以外」という形での呼称はふさわしくないのではないかという疑問が最初からあった。しかし、この短い部会審議の中では、「正社員」に代わる別な呼び方についてのいいアイデアが浮かばなかったので、引き続きの検討事項として、よりふさわしい呼称を含めて今後検討する必要があるという書きぶりになっている。

#### [質 疑]

新村委員) 私も部会の一員だったので、答申(案)のとおりでいいが、特に、「今後の課題」のところには、大変重要な点が挙げられていると思う。「賃金構造基本統計調査」だけではなくて、雇用状況、就業形態、こういうものを把握する統計調査がたくさんあるわけであるが、統計審議会にはいつも一つずつ細切れで諮問されるので、全部を横断的に見て、今、多様化しつつある雇用状況をどう把握したらよいかということを議論する場には、到底この審議会はなり得ない。これは、厚生労働省なのか総務省が担当なのかはよく分からないが、そういうことをきちっと議論していただきたいし、もちろん今、雇用・就業形態も実際に動きつつあるところなので、一つ決まったらそれで終わりというわけではないが、それをどのように把握したらよいかということと呼称も含めて議論する場をお創りいただけたらいいと思う。

「事業所・企業統計調査」で「正社員・正職員」という言葉を使っているということであるが、私は平成12年の審議のときには委員ではなかったため、その審議に関与していなかったが、ここで使っているからこれに合わせましようという感じの議論も途中で出てきたわけであるが、これはそういうもので

はなく、もうちょっとベーシックなところから議論すべき問題ではないかと感じた。

特に、企業側から見た雇用、それから被雇用者から見た雇用など、立場によって違うということも含めて、全体像をどこかで御検討いただけたらいいなというのが今回の審議に参加した感想である。

竹内会長) 部会の審議内容について一つお伺いしたいが、「正社員・正職員」という「正」という言葉を使うことはポリティカル・インコレクト（政治的不適切）ではないかというような感じの御議論があったのではないかと思うが、私の理解するところでは「正社員・正職員」という呼び方をしているところが多いのではないかと思う。そうだとすれば、これはポリティカルにどうのという話ではなくて、現実を反映しただけの言葉ではないかと思うが、その辺はどうか。

篠塚部会長) 議論としては、「正社員」というのを一般的には使っているかもしれないが、統計の定義として「正社員」というのは、正しいという言葉としてとらえるとおかしいという意見が強かった。

つまり働き方の形態としては、今まで「常用労働者」という一つの規範があつて、それ以外のところは「非常用労働者」であつたわけである。その中で「正」と「非正社員」という分け方をすることは、今回の「賃金構造基本統計調査」のねらいからすると変ではないかという意見が結構皆さんの中では多かつたと思う。

竹内会長) 身分制度を残している会社はまだあるかと思うが、身分制度があつたとき、身分制度はよくないということがあるからといって統計の上には出さないというのは、正しい態度ではないと思う。「正社員」という言葉が、世の中の多くの会社でちゃんと使われていて、正社員でない社員との間にいろいろな意味での差がついているというのであれば、それは統計の上でその言葉は使ってもいいと思う。「正」という言葉は、そうでない人は不正みたいだからよろしくないというような感覚で除く必要はないと思うが、飯島委員、会社での実際の使われ方はどうか。

飯島委員) 各社に聞いたわけではないが、竹内会長がおっしゃるように、「正社員」というのは昔から各企業で一般的に使われていて、「正社員」といったら、「あなたはこの会社に採用されて、定年まで何もなければずっと勤めあげることができる社員ですね」というのが一般的な言葉として定着しているように思う。

だから、差別用語ではなくて、その会社に正規に採用されて、就業規則を適用され、何もなければ定年まで雇われていくことができる、そういうふうに私は思っている。

竹内会長) 「正職員」という言葉は、会社以外でも、例えば大学みたいなところの事務職員の中でも、「正職員」と「臨時職員」というのは確かにある。その場合、「正」と呼ぶかどうかは別として、概念的には明らかに区別されているものがあるので、その区別は統計の上でもあつていいと思うが、如何か。

須田委員)「正社員」の定義は何ですか、と言われたら、そういうふうに使われている者ということでしか定義がないというのは逆におかしい。

というのは、「正社員」の中に期限がある者も、今の飯島委員の発言とは違う感じが入ってきているわけである。この人たちをもう少しきちっと定義するとしたら、「正社員」という今使われているものではなくて、こういった労働者のことをきちっと定義した上で名前も考えていったほうがいいのではないか。正しいんぬんということではなくて、定義が必要になっているのではないかと思う。

もう一つの言葉として、「正規雇用」というのがある。正規や非正規かに関しても言い方がいやだという声を聞くことがある。そういうふうに使われている言い方を統計の定義としておいていいものかということも気になった。竹内会長)私は逆に言えば、一般的にすぐ理解できるものであれば、それを定義として1行で、あるいは一言で言うことはできなくても、説明できる概念のはずではないかと思うが、その辺は如何か。飯島委員、何か説明いただけないか。

飯島委員)これは、広辞苑を引いても出てこない言葉である。各企業の人事労務関係の担当者は、今私が申し上げたような認識でおられると思う。ただ、最近、「社員」の区分が変わりつつあることから、この統計だけではなくて、むしろ月例の労働力調査、賃金統計、事業所統計といったようないろいろな統計があって、統計の上でもそれぞれ言葉遣いが違う。だから、ここで労働力、人口、従業員、そういう統計はこういう考え方で、こういうものを今後統一して使うということ、新村委員の発言のように統一すべき方向に来ているのではないかと私は思う。

篠塚部会長)今、須田委員や飯島委員がおっしゃったように、「正社員」は何となく使われているというだけで、きちんと定義できないことは問題であるというところでは皆さん合意した。

飯島委員がおっしゃったように、昔からずっとあるからいいではないかということでは皆さん納得できない。昔からあるからではなくて、今、雇用形態が変動し、多様化しているので、新しい賃金構造をつかまえようというのが今回の改正の趣旨であるならば、昔からではなくて、これから新しく出てくることも念頭に置きながら調査対象について考えたいと思っている。きちんと定義できる言葉がなかなか見つからなかったというところで、部会の中で議論が錯綜した。

確かに「正社員」という言葉は使われているが、新村委員からは、生命保険会社では「正社員」は契約者のことであるとの御指摘があった。計画そのものは、最初から「正社員」とされてきたので、それにはみんなおかしいということになって、ほかの統計はどうなっているかといったら、「事業所・企業統計調査」では、いわゆる「正社員・正職員」ということで、かなりふんわりとした表現になっていることが分かった。

今回は議論する時間があまりなかったのですが、この言葉を使ってみようということになったが、その時に、同じ名称を使ったなら中身も一緒にしないと

いろいろ困るからということで、新村委員の御指摘のように、いろいろな意味で、呼称も含めてもう少し検討することが必要だという結論に達した。

竹内会長) 実は、「2 今後の課題」の(3)の文章の書き方の点で、「ある特定の雇用形態について「正」を冠して呼ぶことの妥当性について」と書いているが、この概念の範囲が非常に曖昧で、内容を明確にしなければいけないと思うし、もし明確にするとした場合に「正」という言葉で呼ぶことが適当かどうかは大いに疑問の余地があるというふうには書かないといけないのではないか。

概念としてはあるけれども、「正」ということがポリティカル・インコレクトだからやめましょうというふうには取れないでもない。

篠塚部会長) そういう意見もあったが、全部ではない。

竹内会長) 一般の人に「正社員」と「非正社員」を何で区別しているか分からないでは困るので、この概念の曖昧性までも考えて、もっと概念を明確にすると同時に、言葉についてももう少し考えたほうがいい、という書きぶりにしていただいた方が趣旨はよく分かるのではないかという気がする。

廣松委員) 今後の課題というか希望としてであるが、先ほどの「国勢調査」の職業分類については、標準職業分類の言葉遣いに既に変えられているが、この調査ではまだ昔の言葉がそのまま残っているところがある。調査対象の方がこの言葉をずっと使ってきているので、急に変えるのは難しいということかもしれないが、可能であれば、この調査についても、徐々に標準職業分類の方に近づけていただければと思う。

竹内会長) それから、これは大きなことではないが、一言申し上げたいのは、高度で専門的知識を要する職種の例として「公認会計士」、「歯科医師」及び「大学講師」と書いてあるが、「大学講師」というのは2種類ある。専任講師と非常勤講師があつて、これは全く違った職種である。これは一緒にしないようにしていただいた方がいいと思う。非常勤講師というのは、大抵ほかに職業があり、大学の職も兼ねているが、専任講師は、本来の職業なので全く違う。その賃金と一緒にしまうと訳が分からないことになるので、扱いには注意していただきたい。

「公認会計士」及び「歯科医師」は資格が必要であるが、「大学講師」というのは誰でもなれる職業である。特に、非常勤講師はそうなので、曖昧にしない方がいいと思う。

清川課長) 職種別の賃金は、一般とパートという形で別々に集計するので、先ほど会長から御指摘のあった2区分については、いわゆる専任の講師の方は一般、それから非常勤というか、時々来られる方は新たな調査では短時間という形になるので、そちらの方におおむね出てくる。一般と短時間の区別が、その2区分に該当して出てくると思う。

竹内会長) 区分ができるならいいが、万が一にもそれをまとめるような数字が出ないようにしていただきたいと思う。

清川課長) それは別々にやりたいと思っている。

竹内会長) 普通の場合は、一般でも短時間でもやっている仕事は同じある。専任講師



と非常勤講師は、やっている仕事の内容が全然違う。非常勤講師は講義だけしているわけである。専任講師は講義だけではなく、講義以外の仕事の負担がはるかに多いのが普通であるから、その点で区別していただきたい。

飯島委員)「今後の課題」の1番目と3番目は、このとおりだと思う。

しかし、2番目についても退職給付の一部と書いてあるが、私はこれには二つ意味があると思う。一つは、最初から退職金を払わないで、その部分を給与に上乗せして払ってしまうケース。もう一つは、年金部分について例月賃金に上乗せして払うケース。その二つの動きがあるので、その辺を含めて検討していただきたい。

篠塚委員)今の件も含めて、どんな事例があるのか調べないと、なかなか対応が難しいので検討課題にさせていただきたいと思っている。

竹内会長)これ以上ほかに御意見がないようであれば、本(案)をもって当審議会の答申として採択するということとさせていただいてよろしいか。

篠塚委員)先ほど会長から御指摘のあった「2 今後の課題」の(3)の表現を若干手直しするというごことをお願いしたい。

竹内会長)今後の課題の(3)の表現は、部会長の方で手直ししていただきたい。

篠塚委員)承知した。表現を手直しさせていただくというごことをお願いしたい。

竹内会長)これを前提として、答申(案)とさせていただくということにして御了解いただき、本(案)をもって本審議会の答申として採択することとしてよろしいか。

(異議なしとの声あり)

それでは、御異議がないようなので、文章の手直しをしてから総務大臣に対して答申することとしたい。

ただいまの答申に関して、厚生労働省大臣官房の恒川統計情報部長からごあいさつを頂く。

恒川部長)ただいま「賃金構造基本統計調査の改正等について」の御答申を頂き、厚く御礼申し上げます。本改正計画案については、10月8日の第619回の統計審議会で諮問され、その後3回にわたる部会審議を経て本日答申を頂き、感謝申し上げます。

経済のサービス化、労働者の就業意識の変化等を背景として、雇用・就業形態の多様化が進んでおり、労働行政を推進していく上で「正社員以外」の労働者を含めた賃金の実態を的確に把握する重要性が高まってきている。

一方、統計調査の効果的、合理的な実施についても求められているところである。

このようなことを背景に、今回の改正を計画した。私どもとしては、本日頂いた答申を踏まえ、調査の目的が十分に果たせるよう、今後の調査を実施してまいりたいと考えている。

最後になるが、竹内会長、篠塚部会長を始め、委員、専門委員の皆様の熱心な御審議に対し、心から御礼申し上げます。

(2) 部会報告

○ 人口・労働統計部会

平成 16 年 11 月 22 日に開催された第 64 回人口・労働統計部会(議題:「賃金構造基本統計調査の改正等について」)及び第 65 回人口・労働統計部会(議題:「平成 17 年に実施される国勢調査の計画について」)の開催結果については、答申(案)の審議の際に審議経過と併せて報告された。

(3) その他

○ 指定統計調査及び統計報告の徴集についての承認の報告

総務省統計局統計基準部の熊埜御堂統計審査官から、平成 16 年 11 月における「軽微な事項」として統計審議会の調査審議の対象とならなかった「民間給与実態統計調査」、「工業統計調査」、「経済産業省生産動態統計調査」及び「経済産業省特定業種石油等消費統計調査」の統計法第 7 条第 2 項による承認について、資料 4 による報告が行われた。

○ 竹内会長及び菅野委員の退任あいさつ

渡辺部長) お時間を頂き、委員の御退任の関係を御紹介させていただく。

統計審議会令の規定により統計審議会委員の任期は 2 年と定められており、したがって現在のメンバーでの審議会は、今回は区切りという形になる。そういうことで、竹内会長及び菅野委員におかれては、今回をもって退任されるということになるので、ここで御紹介させていただく。

竹内会長におかれては、平成 13 年 1 月から、12 年ぶりに統計審議会に戻られたということで、会長として 4 年間、統計行政の非常に重要な課題について積極的に解決していただいた。竹内先生が会長として審議会の舵取りをしておられたこの 4 年間、統計審議会は大きく実績、答申を上げてきたわけである。これも先生の卓越した御指導、御見識によるものであると考えている。

統計審議会における竹内先生の御功績は枚挙にいとまはないが、統計審議会会長として非常に大きな貢献をしていただいたことについて、この場を借りて御礼申し上げる。

菅野委員におかれては、平成 13 年 1 月から統計審議会委員に就かれて、審議会における御審議、取りまとめに非常に御協力いただいた。部会としては、鉱工業建設統計部会、運輸・流通統計部会、企業統計部会ということで経済関係の統計について、その専門分野、エコノミストとしての知識を発揮していただき、非常に貢献していただいた。特に早期公表や精度の向上などの問題について、鋭い御指摘を頂いたことに対して感謝申し上げます。

この場において、竹内会長と菅野委員からそれぞれ退任のごあいさつを頂きたいので、まず竹内会長からよろしくお願ひしたい。

竹内会長) ただいま御紹介いただいたように、私は今日で統計審議会の会長を終わらせていただく。2 期 4 年間にわたって務めさせていただいたが、考えてみると短い時間であったような気がする。

その間、渡辺部長を始め歴代の統計基準部長、そしてまた統計基準部その

他の各部局の方々に非常にサポートしていただき、御礼申し上げます。また、委員の皆様にも積極的に御発言いただき、サポートしていただいて、私としては楽しくこの仕事をやらせていただき、大過なく過ごさせていただいているが、それも皆様のおかげだと思い、大いに感謝している。

私が統計審議会の会長という職に就いたとき、ちょうど統計審議会にかかわる法律が変わり、統計審議会はある意味では権限が大変縮小されて、いわゆる法施行型になった。以前にも、統計審議会には10年間ほど委員として在任させていただいていたことから、その頃の統計審議会のやり方は何となく理解していたつもりだったが、制度が変わってしまって、一体どうしたらいいかさっぱり分からず、皆さんにもいろいろ御支援いただいたわけである。

そもそも、日本のような分散型の統計制度の下では、各省庁で統計調査を企画されておやりになるわけであるが、その総合調整、全体的な体系の総合企画はどうしても必要である。調整に関しては、基準部でもいろいろやっていたらしゃるが、以前の統計審議会にはそういうことを総合的にやるという任務があったけれど、その任がなくなってしまって、いわゆる法施行型の審議会だということを知った。だから、以前と同じように思って、あまり生意気なことを言うてはいけないと釘を刺されたため、何をしたらいいかよく分からなかった。法施行型を非常に狭く解釈すれば、指定統計について議論をしるしと書いてあるので、指定統計について計画が具体的に決まった後で、その計画の細部についてここはどうだこうだということ議論すればいいということになるのかもしれないが、それでは新しい制度の下でも統計審議会としての義務を果たすことにならないだろう。

つまり、全体的な総合調整というおこがましいことはしないにしても、統計というものはお互いに関係があって、全体としての体系を成しているわけであり、しかも、そのときの調査についてのみ議論したのでは非常に足りないと思うので、できる限り統計というものの全体の中でそれぞれの審議案件の内容を議論して、課題についても考えるという形で議論していただこうと考えた。

場によっては、越権行為をしていることもあったのではないかと。自分でそう思ったことはないが、皆さんにも積極的に発言していただき、何とか新しい制度の下での統計審議会の在り方について、一応は軌道に乗せることができたのではないかと考えている次第である。

統計というのは今、厳しい状況にある。一方ではプライバシー問題ということで、統計環境の悪化という話がある。さらに情報化の時代になると、情報というのはそこら中に幾らでも転がっていると思って、統計などという泥臭くてしんどいことはもうやめてしまってもいいのではないかとやんばかりの人がいる。あるいは民営化して、金になるものだけどこかにやらせておけばいい、国が金を出す必要はない、そういうむちゃくちゃなことを言う人が世の中において、非常に厳しい時代だと思う。

そういう時代に、ちょっと大げさな言い方ではあるが、統計審議会が統計

の正しい在り方を守っていくということはこれからも大いに重要だと思う。そういう意味で、統計審議会の今後の仕事の重要性は非常にあると思う。

今後、皆さんにおかれても新しい会長の下、また心機一転、大いに仕事をやっていただくということをお願いしたいと思う。皆さん、御協力をどうもありがとう。

菅野委員) 本日で当審議会の委員を退任することになって、私もちょうど4年間になるが、皆さんに大変お世話になり、この場で厚く御礼申し上げたいと思う。

今考えると、いろいろなことが4年間にあったと思うが、その中でも記憶に残っているのは、法人企業統計の審議をしたことである。それから、農水省関係においては、私が今まで見たことも聞いたこともない統計をいろいろ御説明いただいた。私は統計の利用者のつもりでいたが、いろいろなところいろいろな統計があるものだなと非常に勉強になった。

そのほかの点で言えば、今、竹内会長がおっしゃったように、4年前、審議会の委員に御指名いただいたとき、法施行型という、それが今いよく分からず、実は今もよく分からないまま4年間が過ぎていったという気がする。

旧法下でも、専門委員か何かで時々お世話になっていたが、先ほど飯島委員からの御提言、あるいは問題の御指摘にもあったように、一言でいうと、大所高所からの議論は一体どうなってしまったのだろうかと思う。ここでの議論は、ある程度完結したのだろうかと思うし、竹内会長の卓越したリーダーシップの下に、私どもも非常に微力ではあるが議論に貢献できたことは大変嬉しく思っているが、ふと我に返ると、抽象的な議論だったかもしれない。中長期構想に現れているものがその後具体的に、もちろん別の場所で点検というのはあったと思うが、私なりにそれが各統計でどのように生かされているのだろうかと疑問に思う。日本というのは、分散型の統計システムをとっている数少ない国だと思う。一方では、行政改革の要請があり、行政コストの最小化が求められており、調査員等の方々から直接お話を聞くと、それは時代の要請に合わない面もでてきているといったようなお話もあり、そういう意味では昔から言われていることではあるが、曲がり角に来ている。それに対して問題提起はしても答えが出てきているのだろうかなど、いろいろな問題があると思う。

我々ユーザー側から見ると、いろいろな統計を使っているが、ここで議論した指定統計というのはごくごく一部であり、世の中にはいろいろな統計がある。ただ今の竹内会長の御指摘の中にある意味では含まれるのかもしれないが、私が申し上げるまでもなく指定統計というのは公共財として提供されているわけであるが、必ずしも世の中の統計全部が公共財ではない。これは当たり前で、天気予報も昔は公共財だったものが普通の市場の財としてサービスとして売買されるようになってきているようなものであり、統計の中にもそういうものがある。そういうものを景気判断としたとき、どのように組み合わせたらいいかというような問題意識というものも我々の側からすると存在する。

ここにいて一番よく分かったのは統計をつくる側の論理、それは非常によく分かった。逆にユーザー側からは、非常にシンプルで分かりやすい統計を出してほしいとの要請が強く、その接点を一体どうしたらいいのかということも自分なりに考えた。

そうした中で、私は詳細を存じ上げないが、吉川委員会（経済社会統計整備推進委員会）というものが発足し、これからそこでいろいろと議論されるということで、そういう場がオフィシャルにできたのはいいことであり、期待したいと思う。

最後に1点だけ、各省庁の皆様には毎回御説明に来ていただいて、大変お世話になり御礼申し上げます。例えば、今回のこのシステムになると、法施行型ということで今までなら統計審議会にかからないようなものも、非常に微々たるところを変更してもこの審議会にかけないといけない。その辺は、私にはよく分からないが、早期公表化とは全然関係のないところでこの審議会ですら何となくやられるということで、省庁の方からするとあまり統計審議会に出したくない、統計審議会にかけると改正是したくないということが出てくるのかなと思うこともある。

したがって、本来の統計改正の趣旨でないことを私はかなり申し上げたと思う。これもひとえに統計を愛するがゆえの話であるので、お気を悪くならないようによろしくお願いしたい。

以上をもって、私の退任のごあいさつとさせていただきます。本審議会及び皆様の御健勝をお祈りしたいと思う。どうもありがとう。

渡辺部長) 両委員におかれては、今後とも各方面で御活躍されると思うが、統計審議会についても、これまでと同様の御指導、御鞭撻を頂けるよう、よろしくお願ひしたい。